

第5章 いじめ関連事項



2 いじめに関する人権教育

1 いじめは、重大な人権侵害

人権とは、「人が人間らしく生きていくために絶対不可欠な、だれもが生まれながらにもっているさまざまな権利」である。それは、「人間の尊厳」と「人間の平等性」という2つの価値に支えられ、一人一人の人間の生命や自由や平等を保障し、だれもが安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な権利や自由から構成されている。だから、人は年齢や性のちがいが、その他のあらゆるちがいに関係なく、いつでも、どこにいても、どんな状況に置かれていても、人間として尊重されなければならない。人を物や道具扱いすることは、絶対に許されることではない。※1

いじめは人権侵害そのものだ、という根本的な理由は、どんな形のいじめであれ、いじめの被害者は「尊厳をもつ、ひとりのかけがえのない人」として扱われないことになるから、ということである。

2 いじめは、「ちがいの排除」から始まる

いじめの本質を人権侵害ととらえてもなお、いじめられている児童生徒に何らかの「問題」が見えることがあるかもしれない。例えば、協調性がない、社会性が育っていない、わがままで、というように。

しかし、そのような場合でも、いじめられても仕方がないなどと考えるはならない。いじめや差別は100%する側が悪い。教師は教育の専門家として、教育的な方法で解決すべきであり、一方で児童生徒が社会性や寛容さを身に付けられるような支援をする必要がある。

もちろん、家庭の協力も不可欠である。児童生徒がよくなること、将来自立した市民として必要となる資質や能力を身に付けることは、親や教師にとって共通の願いである。だからこそ、学校と家庭との連携・協力は可能であり、必要である。

そもそも、いじめは、「ちがいの排除」から始まる。「自分たちとちがう」「あの子だけ目立つ」そうした異質さを排除する考えが、「いじめ」という排他的・攻撃的な行動を生む。そこで、学校では、この「ちがいによる排除」を克服する教育活動、ちがいを豊かさに変え、反差別を貫く人権教育、同和教育の組織的・計画的な取組が重要になる。

人権教育、同和教育の授業では、一般的に「差別を見抜く」「差別された人の気持ちに寄り添い、その不当性に憤る」「どうすればよいか、自分にできることは何か考える」といった学習過程を設定する。そこでは、差別され（いじめられ）る人の痛みを想像できるか、が鍵になる。自分の身に置き換えて、その人がどんなにつらい思いをしたのか、思い巡らす。この共感する力こそが人権教育、同和教育の出発点であり、授業を含め、日々の学校生活の中で養うべきものである。よく、「なぜ差別されたのでしょうか」という発問がなされるが、問題は差別する側にあり、言われなき差別の理由を探すことは意味がない。



学校教育における人権教育の目標

児童生徒が

- ▶ 発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解する。
- ▶ 自分の大切さとともに他人の大切さを認める。
- ▶ それが具体的な態度や行動に表れるようにする。

推尊重の精神に立つ学校づくり

生徒指導

人権が尊重される学習活動づくり

人権が尊重される授業づくり

人権が尊重される人間関係づくり

人権が尊重される環境づくり

学級経営等

教科等指導

学習例1 みんなちがって、みんないい（小学校高学年～）

	学習活動	留意点等
1次	1 異質同等に関する資料（例：「私と小鳥と鈴と」（金子みすゞ））を読み、どんなことを言おうとしているのか、感じたことを書き、出し合う。 2 グループで「自分のよさ」「友達のよさ」を見つけ、伝え合う。	私と小鳥と鈴と 私が両手をひろげても、お空はちっとも飛べないが、飛べる小鳥は私のやうに、地面を速くは走れない。 私がからだをゆすっても、きれいな音は出ないけど、あの鳴る鈴は私のやうに たくさんな唄は知らないよ。 鈴と、小鳥と、それから私、みんなちがって、みんないい。

	学習活動	留意点等
1次 ※2	<p>1 ダイヤモンド・ランキングを行う。 【カード例】</p> <p>・「私たちが幸せに生きるために大切なもの」 教育、友情、お金、娯楽、家庭、医療、衣食住、 情報、夢</p> <p>2 ・「児童の権利に関する条約」条文内の単語</p> <p>①各自で9種類のカードを重要だと思う順に並べ、 ランク付けの理由をグループ内で説明する。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>②グループとしての順位を決め、合意した理由を付けて全体に発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ内での話し合いを通して、多様な見方や考え方があることに気付くようにする。 ・話し合いのルール ①他の人の考え方を批判しない②メンバーの合意のもとに決める を徹底し、相手の考えを尊重しながら建設的に話し合いを進めていくことの大切さが体感できるようにする。 ・ビデオ教材の視聴を取り入れると、グループでの話し合いがより深まる。 (例：国連広報センター「レバノンのストリート・チルドレン：ラミの物語」)

学習例2 性の多様性についての理解（中学校・高校）

	学習活動	留意点等
1次	<p>1 レインボーフラッグ（画像提示）の意味を知る。</p> <p>2 性の4つの要素について説明を聞き、性の多様性に気付く。</p> <p>3 自分の性について、4つの要素から心の中で考える。</p> <p>4 性的マイノリティの例から、多様な性のあり方や基本的な用語（LGBTQ、セクシュアルマイノリティ、アウティングの禁止 等）について理解する。</p> <p>5 当事者の方の資料をもとに、感じたことをグループで出し合う。</p> <p>6 自分の性について再度心の中で考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教室にマイノリティ当事者がいる可能性に配慮する。 ・例：「身体の性」「こころの性（性自認）」「社会的な性（性別役割、性別表現）」「好きの性（性的指向）」 ・男女の単純な「法的な性別」だけではないことを押さえる。プライベートな内容は書いたり発表したりしない。 ・異性愛者、同性愛者、トランスジェンダーの一例をスライド等で示し、グループ内で思いを共有する。 ・一人一人が多様で個性的な「性別」をもっていること、一人一人のちがいは尊重すべきプライバシーで、相手のプライバシーを脚気に公開することは人権侵害であることを確認する。
2次 ※3	<p>1 人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために」（法務省）を視聴し、性的マイノリティの人権侵害の実態について理解する。</p> <p>2 性同一性障害者特例法等の資料をもとに、性的マイノリティの人を含め、誰もが大切にされる社会を目指して自分には何ができるのか考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・映像の視聴を通して、性同一性障害等への差別的な扱いは不当であるという認識が広がりつつあるが、実際に差別や偏見があることについて考えるようにする。 ・性の多様性についての理解、差別解消のための方策等の視点を示し、個人→グループ→全体で共有する。

※1 『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]～指導の在り方編～』P4 参照

※2 『想像しよう 共感しよう ～実践学習編～』平成30年度静岡県人権教育の手引き p23 参照

※3 『多様な性を考える授業』（「個別施策層のインターネットによるモニタリング調査と教育・検査・臨床現場における予防・支援に関する研究（研究代表者 日高庸晴）」を参照

○いじめは重大な人権侵害で、「ちがいの排除」から始まる。

○人権教育、同和教育では、「ちがいの排除」の克服を目指す。ちがいを豊かさに変え、ありのままの自分と同じようにほかの人も大切にする。

○その人の痛みを想像する力を育てる。